

「平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律における外国人に係る事務の取扱いについて」のポイント

■支給要件の確認の厳格化

(年 2 回以上の面会)

- 監護については、少なくとも年 2 回以上子どもと面会が行われていることとし、これをパスポートにより確認すること。(これまでの取扱いでは、文通等でも可とされていた)

(概ね 4 ヶ月に 1 度の継続的な送金)

- 親と子どもの間で生活費、学資金等の送金が概ね 4 ヶ月に 1 度は継続的に行われていることを銀行の送金通知等により確認すること。  
(これまでの取扱いでは、現金でなく、生活上の物品を送付するケースや第三者が現金を届けるケースも認められていた。また、継続的に送金を行う場合の頻度の目安も国から示されていなかった)

(来日前の同居)

- 勤務等の別居の事由が消滅したときは再び起居を共にすることが必要であるという取扱いを徹底し、来日前は親と子どもが同居していたことを居住証明書等により確認すること。(これまでの取扱いでは、この点は確認されていなかった)

(実質を備えないと疑われる事案への厳正な対応)

- 手当の受給のみを目的として監護や生計関係の実質を備えないと疑われる事案については厳正に対応すること。

## ■ 証明書類の統一化

○提出が必要な「監護及び生計に関する申立書」及び証明書類を統一化し、厳格な確認を行うこと。(これまでは、提出を求める証明書類を国から示しておらず、市町村毎にまちまちであった)

(提出を求める証明書)

- ・「日本国外に居住する子どもに係る監護及び生計に関する申立書」
- ・公的機関による出生証明書(子どもとの続柄が確認できるもの)
- ・公的機関による居住証明書(来日前の子どもとの居住関係を含む)
- ・パスポートの写し
- ・送金通知等

## ■ 第三者による翻訳書の添付

○申立書及び証明書等には日本語による翻訳書を添付すること。

○翻訳書は国内に居住する第三者の翻訳者に限り、その者の署名、押印、連絡先の記載を求めるとともに、市町村から照会した場合には必要な対応を求めること。(これまでは、翻訳書の添付を求めるのみであった)

## ■ 外国人が出国した場合の対応

○受給者である外国人が再入国許可を受けて出国した場合、有効期間内に再入国しなかった場合には、受給権を出国した日に遡及して消滅させ、手当の返還請求を行うという取扱いを徹底すること。

## ■ 地方公共団体からの相談窓口の設置、不正に関する情報交換・提供

○厚生労働省に地方公共団体からの相談窓口を設けること。

○証明書の偽造等の不正があった場合や不正が疑われる場合には、地方公共団体間で情報を共有できるよう、都道府県を通じて国に報告を行い、国はこれを情報提供すること。